

貿易拡大利益の特定

アメリカ合衆国憲法並びに1974年通商法（以下「法」という。）第141条及び第301条から第310条まで、並びに合衆国法典第3編第301条を含む法律によって大統領に付与された権限により、合衆国の通商政策が合衆国の財・サービスの輸出を最大限促進し、通商政策の手段を効果的に利用することを確保するために、ここに次のように命令する。

第1条 特定

- (a) 1996年及び1997年¹の（法第181条(b)により要求される）貿易障壁に係る年次報告書が提出されてから6ヶ月以内に、合衆国通商代表（以下「通商代表」という。）は、合衆国の貿易拡大優先事項を再検討しなければならない。その除去により直接的にまたは有益な先例の設定を通じて、合衆国の輸出増加を引き起こす可能性が最も高いと思われる外国の優先慣行を特定しなければならない。通商代表は、特定された外国の優先慣行に関する報告書を上院財政委員会及び下院歳入委員会に提出し、これを連邦官報に公示しなければならない。
- (b) (a)の外国の優先慣行を特定するにあたって、通商代表は、次の事項を含むすべての関連する要因を考慮しなければならない。
- (1) 貿易障壁に係る年次報告書に記載された主要な障壁及び通商歪曲慣行
 - (2) ある外国が締約国である通商協定及びその国の協定遵守状況
 - (3) 外国の政府調達計画の中長期的意義
 - (4) 合衆国の財・サービスの国際競争力の位置付け及び輸出潜在力
- (c) 通商代表は、適当な場合には、同報告書の中に、将来外国の優先慣行に特定されるであろう外国の慣行の記述を含めることができる。かつ、通商代表は、合衆国通商法の規定、既存の二国間通商協定又は他国と貿易交渉の中で、取り扱われ、それらの除去に向かって進展しつつあるため、特定されなかったその他の外国の慣行に関する記述を含めることができる。

第2条 調査開始

第1条(a)により要求される報告書の提出から21日以内に、通商代表は、法第302条(b)(1)に基づき、特定されたすべての外国の優先慣行に関して、法第3編第1章に基づく調査を開始しなければならない。

第3条 障壁除去のための協定

この命令の第2条によって開始された調査に関連して、法第303条(a)に基づいて、通商代表が要請するよう要求されている外国との協議において、通商代表は、調査の対象となっている慣行の除去を規定するか、または、それが実行困難であれば、補償的な貿易上の便益を規定する協定の交渉を直ちに求めなければならない。通商代表は、法第306条の規定に基づき、この条に基づいて締結された協定を監視しなければならない。

¹訳注：大統領行政命令第12973号により「1994年及び1995年」を、「1996年及び1997年」に改正。

第4条 報告書

通商代表は、この命令の第2条に基づき開始された調査の状況及び適当と思われる場合には、当該調査が合衆国の財・サービスの輸出機会の増加に寄与した程度に関する報告書を、法第309条により要求される半年毎の報告書に含めなければならない。

第5条 大統領の指示

この命令に基づいて付与された権限は、特定の事項における大統領の今後の指示に従わなければならない。

ウィリアム・J・クリントン

